

一般社団法人白杵市観光協会会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人白杵市観光協会（以下「この法人」という。）定款第5条に規定するこの法人の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

(入会基準)

第2条 この法人に入会できる者は、正会員については、この法人の目的に賛同する白杵市内に事業所等の活動拠点を有する法人、団体及び個人又は公共団体であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。賛助会員については、この法人の目的に賛同する白杵市内に事業所等の活動拠点を有しない法人及び個人又は団体であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人である者
- (2) この法人を除名された者で、2年を経過していない者

2 前項の規定は、定款第5条に規定する入会基準とし、この基準の定めに従い会長が入会の可否を決定するものとする。

(入会手続)

第3条 この法人に入会しようとする者は、入会申込書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、会長に提出し、その承認を得なければならない。

2 会長は、入会の可否を決定したときは、直ちに入会決定通知書（別記様式第2号）により本人に通知しなければならない。

(会費)

第4条 会費（年額）は、次のとおりとする。

- (1) 個人 一口2,000円、一口以上
- (2) 法人、団体及び公共団体 一口2,000円、五口以上

2 会費は、入会する事業年度又は退会する事業年度においても、1年間分負担しなければならない。

(資格の発生)

第5条 会員の資格は、第3条の入会手続きを完了した日から発生する。

(会費の納入方法)

第6条 会費は、毎事業年度に現金払、口座振替又は口座振込の方法により納入しなければならない。

2 会長は、会費を収納したときは、領収書を交付しなければならない。ただし、口座振替又は口座振込の方法により納入された場合には、領収書の交付はしないものとする。

(退会届)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届（別記様式第3号）を会長に提出しなけ

ればならない。

- 2 会員が年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。退会した後においてもその負担を免れない。
- 3 納入済の会費については、これを返還しない。

(改正)

第 8 条 この規則の改正は、理事会の決議をもって行う。ただし、第 2 条に規定する入会基準及び第 4 条に規定する会費に関する規定を改正する場合は、理事会の承認を得たうえで社員総会の決議を経て行う。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、この法人の設立の登記の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の会員の加入期間は、白杵市観光情報協会に加入していた期間を含むものとする。

一般社団法人白杵市観光協会会員入会申込書
（ 正会員 ・ 賛助会員 ）

私（弊社）は、貴協会の会員として入会したいので、下記書類を添えて申し込みます。

記

- 1 入会希望時期 年度（ 年 月）
- 2 会費加入口数（1口2,000円） 口
- 3 特記事項
- 4 添付書類

年 月 日

〒

住所

氏名（法人名・代表者名）



一般社団法人白杵市観光協会会長 様

住 所（所在地）	
氏名（法人名・代表者名）	
生 年 月 日	
性 別	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	